平成２２年（フ）第２６３号
千葉県印西市小林北５丁目11番地２
債務者　筑木　宏和
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６４号
千葉県佐倉市生谷1566番地395
債務者　神田　浩美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７２号
千葉県八街市東吉田111番地12
債務者　伊藤　裕也
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７５号
千葉県白井市根101番地の９
債務者　武藤　一利
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７８号
千葉県富里市大和211番地38
債務者　稲員　　徹
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１９６号
名古屋市中川区春田４丁目65番地
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４５１号
名古屋市中川区春田４丁目65番地
債務者　加藤姫代美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３号
滋賀県長浜市鍛冶屋町341番地
債務者　高田　由子（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台１丁目７番19号
債務者　中野　惠之
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第６６９８号
大阪市淀川区西中島４丁目９番８号　大屋ビル202号
債務者　永谷　　博
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７０４号
大阪府八尾市水越１―76―２　レオパレスアロンジェ207号、住民票上の住所大阪府八尾市高砂町４丁目73番地の18
債務者　田中　慎一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７２５号
大阪市中央区松屋町住吉３番４―405号
債務者　越智麻由子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０６号
川崎市中原区苅宿21番地19号　ドルフィンオオヤ102
債務者　中西　保子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
愛知県知立市広見１丁目12番地　グランドール南陽206号
債務者　有馬　繁樹
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産終結

平成９年（フ）第１３５５号
大阪市天王寺区上汐３丁目８番26号
破産者　三和園株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成９年（フ）第１３５６号
大阪市中央区東平２丁目５番４号
破産者　カネナカ株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成９年（フ）第１３５７号
大阪市天王寺区上汐３丁目８番26号
破産者　株式会社大正建設
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部